

# 「障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案」（野党案）について

## 1 障がい者虐待防止法の必要性

障がい者に対する虐待事件は跡を絶ちません。虐待の被害者となるのは、虐待されてもその被害を明確に表現できない者である場合が多く、しかも虐待は人間関係が閉ざされた密室的状况で起きるため、表面化しにくいという特徴があります。また、虐待が起きる場面は、家庭、施設、職場、学校、医療機関など、様々な生活場面に及んでいます。このため、障がい者虐待に関して、虐待を早期発見し、障がい者を虐待から護るとともに、介護者の支援等のための法制が是非とも必要です。

平成18年12月に国連が採択した障がい者権利条約は、その第16条「搾取、暴力及び虐待からの自由」において、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待から家庭の内外で障がい者を保護するためのすべての適切な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとることを締約国に義務付けています。障がい者権利条約の批准の前提としても、障がい者虐待防止法の制定が不可欠です。

## 2 法案の内容

障がい者虐待を防止するための施策を促進するため、虐待の禁止、国及び地方公共団体の責務、虐待を受けた障がい者の保護のための措置、介護者支援のための措置等を定める。

- ・身体・知的・精神障がい者（障害者基本法2条）を対象とする。
- ・虐待の類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④ネグレクト、⑤経済的虐待の5類型とする。
- ・市町村及び都道府県の障がい福祉担当部局が「障がい者虐待防止・介護者支援センター」として機能し、障がい者虐待に関する通報を受け、相談支援にあたる。また、介護者の支援も実施する。
- ・虐待の場面に応じ、以下のように市町村、都道府県等が役割を分担する。
  - 家庭における虐待の場合－市町村が事実確認（立入調査等）、措置（一時保護、後見審判請求等）
  - 障がい者福祉施設における虐待の場合－通報を受けた市町村は都道府県に報告－都道府県が障害者自立支援法、社会福祉法等に基づく監督権限等の適切な行使によって対応
  - 職場における虐待の場合－通報を受けた市町村は都道府県労働局に報告－都道府県労働局が労働基準法、最低賃金法、障害者雇用促進法等に基づく監督権限等の適切な行使によって対応
- ・学校、保育所、医療機関において障がい者虐待の防止等のための措置を実施することを学校・保育所の長、医療機関の管理者に義務付ける。

### 3 野党案と与党案との比較表

	野党案	与党案
1 表記	「障がい者」	「障害者」
2 定義 (1) 家庭内虐待の主体の表記 (2) 範囲	「介護者」  18歳未満の障がい者に対する家庭内虐待も対象	「養護者」  18歳未満の障害者に対する家庭内虐待はすべて児童虐待防止法の対象
3 国等の責務	啓発活動の例示として、施設設置者、事業主等に対する研修を例示	規定なし
4 虐待早期発見	「歯科医師」も対象	「使用者」も対象
5 通報義務	すべて義務	・障害者の「生命・身体に重大な危険」がある場合は義務 ・その他は努力義務
6 通報先	市町村センターに一元化	・家庭は市町村 ・施設は市町村 ・使用者は市町村、都道府県
7 一時保護	一時保護の規定を創設	身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による一時保護
8 公表	家庭内虐待、施設内虐待、使用者虐待	施設内虐待、使用者虐待
9 センター	・市町村、都道府県 ・「障がい者虐待防止・介護者支援センター」	・都道府県 ・「障害者権利擁護センター」
10 その他・検討対象等	・「矯正施設」 ・強制立入調査 ・民間団体等支援 ・精神科病院等のあり方	・「官公署」